

入札説明書

第二みちのく有料道路料金徴収業務委託に係る入札公告に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成31年 2月21日（木）

2 業務の概要

- (1) 業務名 第二みちのく有料道路料金徴収業務委託
- (2) 業務場所 上北郡おいらせ町地内
- (3) 契約締結日 平成31年(2019年)4月1日
- (4) 委託期間 平成31年(2019年)4月1日から平成34年(2022年)3月29日まで
- (5) 業務内容 ①適正な数の車線開放。②通行者からの通行料金の徴収、保管及び収納。
③通行不適格車両、料金支払不能者等に対する処理。④通行券の保管、管理。⑤回数券の販売。⑥その他①から⑤までの業務に付随すること。
業務の詳細な説明は、「第二みちのく有料道路料金徴収業務委託特記仕様書」による。
- (6) 予定価格 191,667,600円（消費税及び地方消費税込み）
- (7) 本業務は、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札の方法による。

3 参加資格

条件付き一般競争入札実施公告のとおり。

4 業務提案書の内容及び作成要領

作成する業務提案書の記載内容は様式1によるものとし、評価項目は6（1）のとおりとする。なお、業務提案に係る評価項目の詳細項目は下記のとおりとする。

- ① 料金徴収業務の基本方針 業務の理解度を評価する。
- ② 組織人員 業務管理及び人員の配置体制を評価する。
- ③ 社員教育 社員教育の方針及び研修計画を評価する。

5 ヒアリング

以下のとおりヒアリングを実施する。参加時に写真付きの身分証明書を持参すること。

- (1) 実施日時
平成31年 3月12日（火） 10時から（1者15分程度）
参加者数に応じて開始時間は変更することがある。（別途通知する。）
- (2) 実施場所
青森県共同ビル8階 青森県道路公社会議室
- (3) 質疑応答
ヒアリングで業務提案書に基づき次に掲げる事項について質疑応答を行う。
- ① 業務実施方針
- ② 社員教育の方針及び研修計画

(4) 禁止事項

- ① 新たな資料を提出すること。ただし、質問に対して必要と考える資料の提示は構わない。
- ② 提案書等の記載事項を訂正又は追加すること。
- ③ 審査委員の質問から著しく逸脱した回答を行うこと。

6 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する事項

本業務の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

評価項目		評価基準	配点	得点
業務実施方針	業務理解度	①業務の目的・内容を理解しているか ②会社の経営モラルは適切か ③料金徴収業務における誠実な履行実績があるか	10	30
	業務管理及び 人員の配置体制	①人員の配置体制は十分か ②配置人員の採用、確保の方策は適切か ③配置人員による不正行為を防止する対策が講じられているか	20	
社員教育の方針及び研修計画		①配置人員の指導育成、研修体制は十分か ②接客業としてのマナー・接遇の指導育成は十分か ③利用者の苦情に適切に対応できる教育をしているか	20	20
			合計	50

(2) 総合評価の方法

- ① 評価は総合評価値により行う。総合評価の方式は加算方式とし、次式により算出する。

$$\text{総合評価値} = \text{「価格評価点」} + \text{「業務評価点」}$$

この総合評価値が最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の満点は100点（価格評価点50点、業務評価点50点）とする。

- ② 価格評価点は、次式により算出する。なお、小数点第3位以下を切り捨てとする。

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \left[\frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right]$$

(3) 落札者の決定方法

入札参加者は、提出した業務提案書の審査を受けて資格確認を得た場合のみ価格及び業務提案書をもって入札し、(2)「総合評価の方法」によって算出された総合評価値が最も高い者を落札者とする。

(4) 評価内容の担保

実際の業務に際しては、業務提案書に記載した提案内容に従って履行するものとする。

なお、業務提案書を適正と認めることにより、特記仕様書等において指定しない部分等の業務に関する受託者の責任が軽減されるものではない。

受託者の責により提案内容が実施されない場合は、契約金額の減額等を行うことがある。

7 契約変更の取扱い

契約締結後、条件変更等不可抗力的な状況が発生した場合は、契約変更の対象とし、業務提案書の内容の見直しを行うものとする。

8 苦情申立て

(1) 業務提案書を提出した者のうち当該業務について入札参加資格がないと認められた者に対して、入札参加資格がないと認められた理由を別に通知する。

(2) (1) の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して3日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という）を含まない。）以内に道路公社理事長に対して入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

(3) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者の決定を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に道路公社理事長に対して非落札理由の説明を求めることができる。

(4) (2) 及び (3) の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

① 受付窓口：青森県道路公社 総務部総務担当

住所：030-0801 青森市新町二丁目4-1

電話：017-777-7331

② 受付時間：休日を除く毎日の8時30分から17時15分まで

(5) (2) 及び (3) の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(6) (2) の入札参加資格がないと求めた理由及び (3) の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

9 実施上の留意事項

(1) 業務提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 業務提案書は提出者に無断で、審査以外の用途に使用しない、

(3) 業務提案書に虚偽の記載をした者は、当該業務の入札参加資格を認めない。

(4) 業務提案書の審査は提出期限の日とする。

(5) 提出された業務提案書の差し替えは、誤記の訂正等軽微なものに限り、提出の日を含め3日（休日を含まない。）以内とする。

(6) 提出された業務提案書は返却しない。

(7) 入札説明書の質問受付及び回答

質問は文書（様式2）により行うものとし、持参、郵送又はFAXで受け付ける。回答は受理日の翌日から3日間（休日含まず）以内に質問者に対してFAXにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

- ① 入札説明書質問受付期間
平成31年 2月21日～平成31年 3月 1日
(休日を除く毎日8時30分から17時15分まで)
 - ② 質問先、閲覧場所
〒030-0801
青森県青森市新町二丁目4-1 青森県共同ビル8階
青森県道路公社 総務部総務担当
FAX：017-773-4965
青森県道路公社ホームページ (<http://www.aodoko.or.jp>)でも閲覧可能。
 - ③ 閲覧期間
回答の翌日～平成31年 3月 5日
(休日を除く毎日8時30分から17時15分まで)
 - ④ その他
文書には、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記すること。
- (8) 入札に当たっては、入札参加資格があると認められた条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書(写)を持参すること。